



Newsletter

2023年2月号

AIPPI News

2023年のAIPPI

AIPPI President 奥山尚一



2023年最初のニュースレターをお読みいただきありがとうございます。このような知的財産のすばらしいコミュニティがあることを、うれしく思います。

2023年が始まり、AIPPI本部としては、会員のみなさん、そして世界中の知財コミュニティにとって、さらなる有益な活動ができるよう、決意を新たにしております。

本部・事務局は現在、ベネチアで、伊仏西の3部会ミーティングの前日に開催されるAIPPIスプリングミーティングの準備に追われています。3部会ミーティングを主催されてきた人々が、スプリングミーティングとの連日開催を快諾してくれました。スプリングミーティングは、目まぐるしく変化する世界の環境に対応する上で、年一回の総会では十分と言えないのではないかと考え、新たなフォーマットとして開催することになりました。こうして機会が増えたことで、お近くで開催される際には、より多くの若い会員のみなさんに、AIPPIの活動に参加していただけるものと確信しております。

さらに、若い会員のみなさんにとっては、今年も開催される「Young AIPPI Members Summit」での交流の機会があります。また、ウェビナーシリーズ「Scan the Globe」では引き続き、世界各国の知的財産制度に関する最新情報を、会員のみなさんに紹介します。これらと並行して、他にも本部委員会や、各国・地域の部会による、興味深いイベントがオンラインで開催されます。うれしいことに、知財コミュニティとAIPPIとの交流が進み、本会の活動や、知的財産のハーモナイゼーションにおける世界的な影響力についても認識が広がっています。

コロナ禍の不安も薄らぎ、AIPPIは、政府・非政府の両レベルで、他の知的財産関係の機関

との関係再構築に取りかかっています。昨年 11 月には、本部の代表団が、ミュンヘンの EPO およびジュネーブの WIPO を訪問し、姉妹団体との会合にも数多く出席しました。その結果、WIPO が取り組んでいる「伝統的知識・意匠条約」のプロセスに、オブザーバーとして参加できる資格を得ました。この 3 年にわたり、見通しの利かなかった周りの状況が、かなり明瞭になってきましたが、2023 年における重点目標のひとつが、政府・非政府の機関との協力を強化することです。

例えば、特許法の実体的側面に関する制度調和 (SPLH) の議論が本格化しています。現在、SPLH の議論をリードしているのは EPO ですが、昨年のミュンヘン訪問後、本会も、AIPLA や FICPI といった姉妹団体との話し合いを始めました。議論は順調に進んでおり、新たな展開が期待されます。AIPPI は、知的財産分野の有力な国際団体として、今後も制度調和の取り組みにおいて中心的な役割を果たし、会員のみなさんには、知的財産に関する世界の動向について詳しくお伝えします。

最後に、みなさんにとって幸多く実り豊かな年となることを願い、ベネチアカイスタンプール、または両方でお会いできるのを楽しみにしております。

注目のニュース

AIPPI スプリングミーティング・伊仏西 3 部会ミーティング - ベネチア

このたび初開催となる AIPPI スプリングミーティングは、会員が一堂に会して、知的財産に関する注目のテーマについて話し合う、一日限りのイベントです。



スプリングミーティングは、イタリア部会・フランス部会・スペイン部会による 3 部会ミーティング (3 月 31 日) の前日 (3 月 30 日) に開催します。つまり、一回の渡航で二つの対面イベントに参加できます。

産業界のエキスパートが中心となって進めるワークショップでは、知的財産分野における進行中の問題について議論しますが、講演者は、参加登録した人の中からも選任します。特に Young Member を対象とした、スプリングミーティングのユニークな特徴にも注目いただきたいと思います。

日程は上記の通りですが、参加登録の詳細等については、決まり次第お伝えします。

その他の最新情報

2023 年 AIPPI 国際総会の参加登録は 5 月 9 日から

トルコ航空は、2023 年 AIPPI 国際総会のオフィシャル・エアラインであり、全参加者の航空券に特別割引が提供されます。フライトの予約方法についての詳細は、追ってお知らせします。

[続きを読む](#)

今年の総会の開催地イスタンブールの魅力について、ほんの少しだけ動画で紹介します。



AIPPI イスタンブール総会（2023 年 10 月 22 日～25 日）スポンサー募集のご案内

スポンサー募集の詳細については、[こちら](#)からご案内をダウンロードできます。

ご連絡は、[こちら](#)から時間帯を予約いただくか、events@aippi.org までメールでお問い合わせください。

2023 年の議題

すでに議題のガイドラインが配布され、各国・地域の部会では、レポート作成の作業が始まっています。以下のリンクをクリックすると、それぞれの議題の担当 Reporter を確認できます。

- ・ [特許：均等論](#)
- ・ [商標：商標の使用の証明](#)
- ・ [著作権：著作権管理団体](#)
- ・ [一般：インターネット上での産業財産権の侵害に対するマーケットプレイスの責任](#)

法制度・判例解説

フランス

Amazon マーケットプレイスで販売された模倣品に対する Amazon の法的責任についての CJEU 判決

Tougane Loumeau, Taliens Law Firm, France



欧州連合司法裁判所 2022 年 12 月 22 日判決 (Case C-148/21
and C-184/21, ECLI:EU:C:2022:1016)

Amazon マーケットプレイスで出品者が侵害品を販売した場合に、Amazon が商標侵害の法的責任を問われるかどうかについて、長く待ち望まれた判断を、欧州連合司法裁判所が示しました。

[続きを読む](#)

日本

特許権等の回復要件が緩和された改正特許法の施行

勝沼国際特許事務所 勝沼宏仁



2021 年に改正された特許法が、2023 年 4 月 1 日に施行されます。この改正に伴い、特許法に基づく規則も改正されます。

[続きを読む](#)

ルーマニア

商標法の改正

Aura Campeanu, PETOŠEVIĆ, Romania



2022 年 12 月 13 日、商標法の改正案が採択されたことにより、2023 年 1 月 14 日以降、知的財産庁が、取消および無効の請求に対応できるようになります。現時点で、こうした請求はブカレストの裁判所で扱われていますが、今後は、取消／無効の場合、知的財産庁に審判請求するか、裁判所に訴訟提起するか選択が可能になります。

[続きを読む](#)

タイ

改正により効果を高めた著作権法

Suebsiri Taweepon and Ploynapa Julagasigorn, Tilleke & Gibbins, Thailand

2022年2月24日、著作権法 B.E. 2537 (1994) (これまでも2015年と2019年に改正)が改正され、WIPO 著作権条約 (WCT) に適合するとともに、インターネット上での侵害に対処するための運用も改められました。改正法は、2022年8月23日に施行されています。

[続きを読む](#)



トルコ

行政機関による商標取消に関する現状と課題

Ipek Yldiz Esiner, Stock Intellectual Property Services A.S., Turkiye

2017年1月10日に施行された知的財産法 (No.6769) では、商標の取消と無効が区別されており、無効 (第25条)、取消 (第26条)、および期間満了や不更新といったその他の理由という3つの分類で、権利終了の理由を定めています。

[続きを読む](#)



英国

架空の人物と著作権

Carl Steele, Ashfords LLP, UK

昨年、イングランド・ウェールズ高等裁判所は初めて、架空の人物を著作権のある著作物と見なすことができるという判断を示しました（Shazam Productions Ltd v Only Fools The Dining Experience Ltd and others [2022] EWHC 1379 (IPEC) [リンク](#)）。

[続きを読む](#)



各国部会

中国部会

2022 年 AIPPI 中国部会著作権フォーラム：著作権法に関するホットな話題

Li Yanrong and Han Beibei

2022 年 12 月 10 日、AIPPI 中国部会著作権フォーラムが、学界の専門家、弁護士、司法当局の代表、インターネット業界やエンタテインメント業界の代表をはじめ、100 名近くの参加をいただき、オンラインで開催されました。

[続きを読む](#)



フランス部会

UPC 模擬裁判をパリで実施

Laurence Loumes

フランス部会も加盟している UJUB（統一特許裁判所のための連合）が、パリにある中央部の本部（予定地）で、4 回目となる模擬裁判を実施しました。

[続きを読む](#)



日本部会

英文ジャーナル『A.I.P.P.I.』最新号 (Vol 47, No.6)

阿部正俊

日本部会の英文ジャーナル『A.I.P.P.I.』の最新号 ([Vol 47, No.6](#)) が、お読みいただけるようになりました。今号の目次を載せたのでご覧ください。

CONTENTS	
ARTICLES	
Revisions of Japan Patent Office "Guide to Licensing Negotiations Involving Standard Essential Patents" By MATSUNAGA Shogo.....	343
An Overview of the IP-Related Judgments Rendered by Japanese Courts in the First Half of 2022 By SHIZUYAMA Doryumei.....	357
IP CASE SUMMARIES By AIPPI - JAPAN.....	378
FAMOUS TRADEMARKS IN JAPAN.....	389
SEASON'S GREETINGS.....	390
LIST OF CONTRIBUTORS.....	391
LIST OF ADVERTISERS.....	391

日本部会では、我が国の知的財産制度に関する情報を海外へ発信するため、英文の隔月誌『A.I.P.P.I.』を1965年より発行してきました。

AIPPI 会員であれば、各号のすべての内容をオンラインで閲覧可能です（ダウンロードや印刷はできません）。世界中の多くの会員の皆様に興味を持っていただければ幸いです。

バックナンバーは、AIPPI ウェブサイトの会員ページの「Member Info」にある「Dashboard」からアクセスできます。

ロシア部会

ロシアにおける第2回特許会議

Vladimir Biriulin

政治的には動乱の時代にありますが、AIPPI ロシア部会は、知的財産に関する知識の普及と、特許の保護および商業化における複雑さを理解するための支援という目標を追求しています。

[続きを読む](#)

今後の行事

ウェビナー：新たな WIPO 標準 ST.26 が PCT 出願の配列表にもたらす改善点

2023年2月23日14時（中欧標準時）より、「新たな WIPO 標準 ST.26 が PCT 出願の配列表にもたらす改善点」というタイトルで、知的財産の実務者を対象としたウェビナーを開

催します。

AIPPI 本部の PCT（特許協力条約）委員会が主催する **1 時間**のウェビナーです。ST.26 標準に関する実際的な側面や例を、配列表に携わる弁理士、技術アドバイザー、事務職のみなさんに紹介します。

[続きを読む](#)

[REGISTER](#)

©2022 AIPPI. All Rights Reserved.

<http://www.aippi.org/>

Toedistrasse 16, 8002 Zurich, Switzerland

免責事項：

AIPPI は伝達する情報の正確性を期すべくあらゆる努力をしていますが、これらの情報は、特定の資格を有する専門家の助言に代わるものとみなされるものではありません。

AIPPI は、インタビューで表明された意見やウェブの外部リンクを介して提供される情報に対しては一切責任を負いません。